



公 告

公告第三百八十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年七月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成十九年七月二日

二 名称

特定非営利活動法人キャンパス

三 代表者の氏名

馬上 良江

四 主たる事務所の所在地

福島県いわき市小名浜西君ヶ塚町五番地の八

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者を対象に家事援助、介護等の在宅福祉サービス・保険事業を行い、また介護従業者の教育を行うことによりサービスの質を向上させ、高齢者が社会の中で安心して生活できる環境をつくることを目的とする。

（文化領域県民文化グループ）

公告第三百八十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成十九年七月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成十九年六月二十八日

二 名称

特定非営利活動法人なぎのいえ

三 代表者の氏名

|             |                                  |     |                |       |
|-------------|----------------------------------|-----|----------------|-------|
| 県道福島<br>安達線 | 二番地先から<br>同 市松川町字鼓ヶ岡<br>三五番四地先まで | 変更後 | 一一・〇〇<br>一六・〇〇 | 二二一・六 |
|-------------|----------------------------------|-----|----------------|-------|

（道路領域道路企画グループ）

鈴木 フミ子

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市松山町九番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者との共働作業によって、自立と社会参加を推進し、その自己実現が可能となる社会の創造に努める事を目的とする。

（文化領域県民文化グループ）

公告第三百八十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十四条第一項の規定により、介護老人保健施設の開設を次のとおり許可した。

平成十九年七月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

| 施設の名 称              | 施設の所在地              | 申請者の名称         | 申請者の主たる事務所の所在地   | 許可年月日     |
|---------------------|---------------------|----------------|------------------|-----------|
| 介護老人保健施設「ホリスティカかまた」 | 福島市鎌田字門丈壇四番一        | 特定・特別医療法人福島厚生会 | 福島市北沢又字成出一六番地の二  | 平成一九年七月一日 |
| 介護老人保健施設「貴布祢」       | 双葉郡浪江町大字幾世橋字長田東三六番地 | 医療法人伸裕会        | 南相馬市原町区本町一丁目一四番地 | 平成一九年七月一日 |

（生活福祉領域高齢保健福祉グループ）

公告第三百八十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十九年七月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

| 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 申請者の名称（個人にあつては、氏名） | 申請者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所） | 指定年月日 | サービスの種類 |
|--------|---------|--------------------|----------------------------|-------|---------|
|        |         |                    |                            |       |         |

|  |  |                              |                                   |               |                     |
|--|--|------------------------------|-----------------------------------|---------------|---------------------|
| いわき中央<br>クリニック<br>訪問介護事<br>業所                  | いわき市平字<br>城東二丁目七<br>一四 サン<br>ロードステ<br>ーション三〇八<br>号 | 医療法人社<br>団いわき中<br>央クリニッ<br>ク | 福島県いわき<br>市平字四丁目<br>一八 総和ビ<br>ル三階 | 平成一九年<br>六月一日 | 訪問介護                |
| やました福<br>寿苑内郷訪<br>問介護                          | 同 市内郷<br>綴町大木下<br>九一                               | 伊奈産業株<br>式会社                 | 同 市錦町中央二<br>丁目一四                  | 同             | 同                   |
| やました福<br>寿苑錦訪問<br>介護                           | 同 市錦町<br>中迎一丁目<br>一                                | 同                            | 同                                 | 同             | 同                   |
| 石川調剤薬<br>局                                     | 石川郡石川町<br>新町五三一<br>一                               | 有限会社ア<br>トラス                 | 同 県石川郡<br>石川町新町五<br>三一            | 同             | 居宅療養<br>管理指導        |
| 花うさぎデ<br>イサービス                                 | いわき市平愛<br>谷町四丁目六<br>一三                             | 有限会社ケ<br>アーネット<br>・どばし       | 同 県いわき<br>市平字作町一<br>丁目八一二         | 同             | 通所介護                |
| リハ・アク<br>ティヴセン<br>ターT A I<br>Y O               | 双葉郡浪江町<br>幾世橋字長田<br>二一一                            | 特定非営利<br>活動法人<br>J i n       | 同 県双葉郡<br>浪江町幾世橋<br>字一里壇一三<br>七一  | 同             | 同                   |
| 特別養護老<br>人ホーム生<br>愛ガーデン<br>短期入所生<br>活介護事業<br>所 | 福島市大笹生<br>字向平一二                                    | 社会福祉法<br>人生愛福祉<br>事業団        | 同 県福島市<br>大笹生字向平<br>一二            | 同             | 短期入所<br>生活介護        |
| コムソンの<br>きらめき郡<br>山日和田                         | 郡山市日和田<br>町字原一二<br>三七六                             | 株式会社コ<br>ムスン                 | 東京都港区六<br>本木六丁目一<br>〇一一           | 同             | 特定施設<br>入居者生<br>活介護 |

公告第三百八十八号  
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定居宅  
介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成十九年七月十日

福島県知事 佐藤 雄平

|                               |                        |                              |                            |               |              |
|-------------------------------|------------------------|------------------------------|----------------------------|---------------|--------------|
| シヨートス<br>テイふじの<br>里           | 福島市在庭坂<br>字檀ノ前九<br>一   | 有限会社介<br>護支援セン<br>ターふじの<br>里 | 福島県福島市<br>荒町六一二            | 同 年<br>六月七日   | 短期入所<br>生活介護 |
| やました福<br>寿苑内郷短<br>期入所生活<br>介護 | いわき市内郷<br>綴町大木下<br>九一  | 伊奈産業株<br>式会社                 | 同 県いわき<br>市錦町中央二<br>丁目一四   | 同 年<br>同月二二日  | 同            |
| 事業所の名称                        | 事業所の所在地                | 申請者の名称                       | 申請者の主たる<br>事務所の所在地         | 許可年月日         |              |
| はなぷらん指定<br>居宅介護支援事<br>業所      | 福島市飯坂町平<br>野字小深田四<br>四 | 社会福祉法人<br>わたり福祉会             | 福島県福島市飯<br>坂町平野字小深<br>田一一五 | 平成一九年<br>六月一日 |              |
| 居宅介護支援事<br>業所ひもろぎ             | 白河市関辺引目<br>橋五一         | 社会福祉法人<br>真徳会                | 同 県白河市関<br>辺引目橋三四<br>六     | 同             |              |
| ライフステーシ<br>ョンあったかは<br>あーと     | 西白河郡西郷村<br>下前田西五〇      | 有限会社あつ<br>たかはあーと             | 同 県白河市北<br>堀切四一一五          | 同             |              |

（生活福祉領域介護保険グループ）

公告第三百八十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サ  
ービス事業者から、次に掲げる居宅サービスの事業を廃止した旨届出があった。

平成十九年七月十日



|                               |                            |              |                         |                |         |
|-------------------------------|----------------------------|--------------|-------------------------|----------------|---------|
| 丸光産業株式会社<br>社丸光ケアサー<br>ビス富田支店 | 郡山市備前館一<br>―三〇             | 丸光産業株式<br>会社 | 東京都台東区東<br>上野三―一五―<br>六 | 平成一九年<br>五月三二日 | 事務所の所在地 |
| 丸光産業株式会<br>社丸光ケアサー<br>ビス田村支店  | 同 市田村町下<br>行合字宮田一三<br>〇―八五 | 同            | 同                       | 同              | 同       |

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第三百九十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サ  
ビス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。  
平成十九年七月十日

福島県知事 佐藤雄平

|                                |                       |                       |                                |  |             |
|--------------------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------------|--|-------------|
| 事業所の<br>名称                     | 変更前の事業<br>所の所在地       | 変更後の事業<br>所の所在地       | 事業者の名<br>称(個人に<br>あつては、<br>氏名) | 事業者の主<br>たる事務所<br>の所在地<br>(個人にあつ<br>ては、住所) | サービス<br>の種類 |
| 株式会社コ<br>ムスンはら<br>まちケアセ<br>ンター | 南相馬市原町<br>区本陣前一<br>―五 | 南相馬市二見<br>町一丁目一<br>―四 | 株式会社コ<br>ムスン                   | 東京都港区<br>六本木六―<br>一〇―一                     | 訪問介護        |

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第三百九十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介  
護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。  
平成十九年七月十日

福島県知事 佐藤雄平

|                |                |             |                |                    |
|----------------|----------------|-------------|----------------|--------------------|
| 変更前の事<br>業所の名称 | 変更後の事<br>業所の名称 | 事業所<br>の所在地 | 事業<br>者の<br>名称 | 事業者の主たる<br>事務所の所在地 |
|----------------|----------------|-------------|----------------|--------------------|

|                       |                        |                           |                 |                              |
|-----------------------|------------------------|---------------------------|-----------------|------------------------------|
| 鏡石町在宅介<br>護支援センタ<br>ー | ケアプランセ<br>ンターかがみ<br>いし | 岩瀬郡鏡石町鏡<br>田かげ沼町一三<br>九―一 | 社会福祉法人<br>岩瀬福祉会 | 福島県岩瀬郡鏡<br>石町鏡田かげ沼<br>町一三九―一 |
| 天栄村在宅介<br>護支援センタ<br>ー | ケエプランセ<br>ンターてんえ<br>い  | 同 郡天栄村下<br>松本字東田二三        | 同               | 同                            |
| 長沼在宅介護<br>支援センター      | ケアプランセ<br>ンターながぬ<br>ま  | 須賀川市志茂字<br>末津久保一―二        | 同               | 同                            |

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第三百九十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介  
護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。  
平成十九年七月十日

福島県知事 佐藤雄平

|                        |                                       |                            |                      |                             |
|------------------------|---------------------------------------|----------------------------|----------------------|-----------------------------|
| 事業所<br>の名称             | 変更前の事業<br>所の所在地                       | 変更後の事業<br>所の所在地            | 事業<br>者の<br>名称       | 事業者の主たる<br>事務所の所在地          |
| 介護センター<br>バル           | 郡山市喜久田町<br>堀ノ内字秋殿前<br>六―三 藤川ビ<br>ル一〇五 | 郡山市喜久田町<br>字前北原五三―<br>八〇   | 有限会社ワ<br>ークプラン       | 福島県郡山市喜<br>久田町字前北原<br>五三―八〇 |
| くにみの郷在<br>宅介護支援事<br>業所 | 南相馬市原町区<br>国見町二丁目一<br>一三一―一           | 南相馬市原町区<br>国見町二丁目一<br>三一―一 | 株式会社福<br>祉ケアサー<br>ビス | 同 県南相馬市<br>原町区青葉町一<br>丁目一   |

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第三百九十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介  
護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。  
平成十九年七月十日

平成十九年七月十日

福島県知事 佐藤 雄平

|               |                |              |             |            |                |
|---------------|----------------|--------------|-------------|------------|----------------|
| 変更前の事業所の名称    | 変更後の事業所の名称     | 変更前の事業所の所在地  | 変更後の事業所の所在地 | 事業者の名称     | 事業者の主たる事務所の所在地 |
| ほほえみ介護支援事業所   | 医療生協わたり介護支援事業所 | 福島市豊田町二一〇    | 福島市渡利字中江町三四 | 福島医療生活協同組合 | 福島県福島市渡利字中江町六六 |
| アネシス居宅介護支援事業所 | 須賀川病院居宅介護支援事業所 | 須賀川市稲字古館三九一二 | 須賀川市丸田町五一   | 医療法人平心会    | 同 須賀川市丸田町五一    |

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第三百九十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十九年七月十日

福島県知事 佐藤 雄平

|                   |                                 |                    |                            |           |          |
|-------------------|---------------------------------|--------------------|----------------------------|-----------|----------|
| 事業所の名称            | 事業所の所在地                         | 申請者の名称(個人にあつては、氏名) | 申請者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所) | 指定年月日     | サービスの種類  |
| いわき中央クリニック訪問介護事業所 | いわき市平字城東二丁目七―一四 サンロードステーション三〇八号 | 医療法人社団いわき中央クリニック   | 福島県いわき市平字四町目一八 総和ビル3階      | 平成一九年六月一日 | 介護予防訪問介護 |
| やました福寿苑内郷訪問介護     | 同 市内郷綴町大木下一九―一                  | 伊奈産業株式会社           | 同 市錦町中央二丁目一四               | 同         | 同        |

公告第三百九十六号

(生活福祉領域介護保険グループ)

|                   |                  |                  |                       |          |                 |
|-------------------|------------------|------------------|-----------------------|----------|-----------------|
| やました福寿苑訪問介護       | 同 市錦町中迎二丁目一      | 同                | 同                     | 同        | 同               |
| ヘルパーステーション        | 伊達市杵形一五―七        | NPO法人ふれあいの郷だて    | 同 県伊達市杵形一五―七          | 同        | 同               |
| 石川調剤薬局            | 石川郡石川町新町五三―一     | 有限会社アトラス         | 同 県石川郡石川町新町五三―一       | 同        | 介護予防居宅療養管理指導    |
| 花うさぎデイサービス        | いわき市平愛谷町四丁目六一三   | 有限会社ケアーネット・どぼし   | 同 県いわき市平字作町一丁目八―二     | 同        | 介護予防通所介護        |
| リハ・アクティヴセンタートアイYO | 双葉郡浪江町幾世橋字長田二―一  | 特定非営利活動法人Jin     | 同 県双葉郡浪江町幾世橋字一里壇一三七―一 | 同        | 同               |
| コムスのきらめき郡山日和田     | 郡山市日和田町字原一―二一三七六 | 株式会社コムスン         | 東京都港区六本木六丁目一〇―一       | 同        | 介護予防特定施設入所者生活介護 |
| ショートステイふじの里       | 福島市在庭坂字檀ノ前九―一    | 有限会社介護支援センターふじの里 | 福島県福島市荒町六―二           | 同 年六月七日  | 介護予防短期入所生活介護    |
| やました福寿苑内郷短期入所生活介護 | いわき市市内郷綴町大木下一九―一 | 伊奈産業株式会社         | 同 県いわき市錦町中央二丁目一四      | 同 年同月二二日 | 同               |

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から、次に掲げる介護予防サービスの事業を廃止した旨届出があった。

平成十九年七月十日

福島県知事 佐藤雄平

|                                |                |                      |                            |               |              |
|--------------------------------|----------------|----------------------|----------------------------|---------------|--------------|
| 敬愛シルバークア                       | いわき市平下神谷字竜田帯   | 有限会社いわきわそう           | 福島県いわき市平下神谷字               | 同 年<br>五月二十七日 | 介護予防訪問介護     |
| フランスベッドメデイカルサービス株式会社<br>福島営業所  | 同 市鎌田字卸町一―三    | フランスベッドメデイカルサービス株式会社 | 東京都新宿区百人町一丁目二五―一           | 同             | 特定介護予防福祉用具販売 |
| 株式会社サザンビルドケアサービスセンター           | 同 市庄野字辻屋敷一     | 株式会社サザンビルド           | 同 市庄野字辻屋敷一                 | 同 年<br>四月三〇日  | 介護予防訪問入浴介護   |
| 福島市社会福祉協議会<br>訪問入浴サービスセンター     | 福島市森合町一〇―一     | 社会福祉法人福島市社会福祉協議会     | 福島県福島市森合町一〇―一              | 同 年<br>四月三〇日  | 介護予防訪問入浴介護   |
| 訪問看護ステーション<br>まごころケア<br>ア―イいたて | 相馬郡飯館村伊丹沢字山田五八 | 株式会社エムワン・エントナープライズ   | 東京都中央区日本橋茅場町二丁目一六一―五       | 平成一九年<br>五月一日 | 介護予防訪問看護     |
| 事業所の名称                         | 事業所の所在地        | 事業者の名称（個人にあつては、氏名）   | 事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所） | 廃止年月日         | サービスの種類      |

|                      |                  |              |                   |               |                            |
|----------------------|------------------|--------------|-------------------|---------------|----------------------------|
| 株式会社コムスンたいらケアセンター    | 同 市小島町二丁目六一―三    | 株式会社コムスン     | 東京都港区六本木六一―〇一     | 同 年<br>同月一日   | 同                          |
| ニチイケアセンター宇多の郷        | 相馬市大曲字大毛内一四六     | 株式会社ニチイ学館    | 同 千代田区神田駿河台二丁目九   | 同             | 介護予防福祉用具貸与<br>特定介護予防福祉用具販売 |
| 株式会社コムスンあだたらケアセンター   | 二本松市金色久保二二七―八    | 株式会社コムスン     | 同 港区六本木六一―〇一      | 同             | 介護予防訪問介護                   |
| アップル介護サービス           | 伊達市保原町泉町一〇九―三    | 有限会社ネットワーク調剤 | 福島県福島市鎌田字御飯家四九    | 同 年<br>四月三〇日  | 同                          |
| 社団法人地域医療振興協会磐梯福祉センター | 耶麻郡磐梯町磐梯字諏訪山二九二六 | 社団法人地域医療振興協会 | 東京都千代田区平河町二丁目六一―三 | 同 年<br>三月三十一日 | 介護予防訪問入浴介護                 |

（生活福祉領域介護保険グループ）

公告第三百九十七号  
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。  
平成十九年七月十日

福島県知事 佐藤雄平

|      |        |        |       |       |      |
|------|--------|--------|-------|-------|------|
| 事業所の | 変更前の事業 | 変更後の事業 | 事業者の名 | 事業者の主 | サービス |
|------|--------|--------|-------|-------|------|

| 名 称                    | 所の所在地         | 所の所在地         | 称(個人にあつては、<br>氏名) | たる事務所<br>の所在地<br>(個人にあつては、住<br>所) | の 種 類    |
|------------------------|---------------|---------------|-------------------|-----------------------------------|----------|
| 株式会社コムスン<br>はらまちケアセンター | 南相馬市原町区本陣前一一一 | 南相馬市二見町二丁目一一四 | 株式会社コムスン          | 東京都港区六本木六一〇一一                     | 介護予防訪問介護 |

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第三百九十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があつた。

平成十九年七月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

白河市土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 成井 英夫 白河市三本松山一六番地二

(農村整備領域農村計画グループ)

公告第三百九十九号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により公告する。

なお、この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成十九年七月十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 商号 有限会社三和土地

二 代表者の氏名 八木實

三 免許年月日 平成十五年二月十八日

四 免許証番号 福島県知事(八)第二〇〇四四号

(建築領域建築指導グループ)

公告第400号

WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成19年7月10日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
生体情報モニタ管理システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当するグループの名称及び所在地  
福島県出納局総務管理グループ 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成19年7月3日
- 4 落札者の氏名及び住所  
カンセイ医療機株式会社 東京都千代田区神田紺屋町13-1
- 5 落札金額  
210,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成19年5月7日

(出納局総務管理グループ)

福島県公安委員会

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月10日

福島県公安委員会委員長 栗 野 章

福島県公安委員会規則第7号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則(昭和35年福島県公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条の3を次のように改める。

(交通規制の対象から除く車両)

第2条の3 法第4条第2項後段の規定により交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次のとおりとする。

(1) 道路標識等による規制の対象から除く車両

警衛要則(昭和54年国家公安委員会規則第1号)に規定する警衛又は警護要則

(昭和40年国家公安委員会規則第3号)に規定する警護のため車列を組む自動車

(2) 最高速度の規制（最高速度が令第11条又は第27条に規定する最高速度未満のものに限る。）の対象から除く車両  
 専ら交通の取締りに従事する自動車

(3) 車両の通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府令第3号）別表第1の規制標識のうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車建設省  
 建設省  
 以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「自転車専用」、「自転車及び歩行者専用」及び「歩行者専用」の標識並びにこれらの標識に関連して設置されている「指定方向外進行禁止」の標識を用いたものに限る。）の対象から除く車両

イ 災害救助、人命救助、水防活動又は消防活動のため使用中の車両  
 ロ 人の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある緊急の事態における関係者に対する警告のため使用中の車両  
 ウ 犯罪の捜査、被疑者の逮捕、令状の執行、検証、交通の取締り、警備活動その他警察の職務の遂行のため使用中の車両

エ 傷病者の緊急の搬送又は治療のため使用中の車両  
 オ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づき選挙運動又は政治活動のため使用中の車両

カ 法第41条第4項に規定する道路維持作業用自動車  
 キ 次に掲げる車両で、様式第1号の標章を掲出し、又は携帯しているもの

(ア) 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に基づき通常郵便物の集配のため使用中の車両  
 (イ) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に基づき電報の配達のため使用中の車両

(ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき一般廃棄物の収集又は運搬のため使用中の車両  
 (エ) 法第51条の4第1項に規定する放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両

(オ) 信号機又は道路標識等の設置又は維持管理のため緊急に使用中の車両  
 (カ) 電気、ガス、水道又は電話の各事業において緊急の修復工事のため使用中の車両

(キ) 医師又は歯科医師が緊急の往診のため使用中の車両  
 (ク) 報道機関が緊急の取材のため使用中の車両  
 (ケ) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき臨検検査のために使用中の車両

(コ) 裁判所法（昭和22年法律第59号）第62条第1項に規定する執行官が執行官法（昭和41年法律第101号）に基づき職務の執行のため使用中の車両

(4) 検察官、検察事務官及び刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第190条の規定により司法警察職員として職務を行うべき者が犯罪の捜査、被疑者の逮捕、令状の執行及び検証のため使用中の車両

(イ) 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両  
 ア 令第13条第1項に規定する公安委員会が指定し、又は公安委員会に届け出た自動車であつて、緊急の用務に使用中の車両  
 イ 前号アからカまでに規定する車両

ウ 犯罪の捜査、被疑者の逮捕、令状の執行、検証、交通の取締り、警備活動その他警察の職務遂行のため現に停止を求められている車両  
 エ 次に掲げる車両で、様式第1号の2の標章を掲出し、又は携帯しているもの

(ア) 前号キに規定する車両  
 (イ) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき、患者の輸送の用に供する自動車又は車いすの使用者が車いすを使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置その他の装置を有する自動車としての登録を受け、当該患者又は車いすの使用者の輸送のため使用中の車両

次に掲げる者が現に使用中の車両（ウ）にあつては、昼間（日出から日没までの時間をいう。）に使用中のものに限る。）で、様式第1号の3の標章又はこれに相当する他の都道府県公安委員会の交付に係る標章（イ）に掲げる者に相当する者が現に使用中の車両に係る標章として交付されたものを除く。）を掲出し、又は携帯しているもの

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められる者

(イ) 身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められる者

(ウ) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づき戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第2の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められる者

(エ) 色素性乾皮症（児童福祉法第21条の5の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成17年厚生労働省告示第23号）第8表中の色素性乾皮症をいう。）の患者（以下「紫外線要保護者」という。）

(オ) 厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、当該療育手帳に障害の程度が最重度又は重度であることの記載がされている者

(カ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づ

く精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、当該精神障害者保健福祉手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級であることの記載がされている者

2 前項第3号及び第4号に規定する標章の交付を受けようとする者（公安委員会の管轄区域内に住所を有する者に限る。）は、同項第3号キの標章にあつては様式第1号の4の申請書を、同項第4号エの標章にあつては様式第1号の5の申請書を、同号オの標章にあつては様式第1号の6の申請書を公安委員会に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次の各号に掲げる標章の区分に応じて、それぞれ次の各号に定める書面を添付しなければならない。

(1) 第1項第3号キ又は第4号エに規定する車両に係る標章

ア 当該車両に係る道路運送車両法第60条第1項に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の写し又は自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第7条第1項に規定する自動車損害賠償責任保険証明書（以下「自動車損害賠償責任保険証明書」という。）の写し

イ 当該車両が第1項第3号キ又は第4号エに規定する車両であることを疎明する書面

ウ ア及びイに掲げるもののほか、福島県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が別に定める書面

(2) 第1項第4号オに規定する車両に係る標章

ア 標章の交付を受けようとする者が第1項第4号オの(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者であることを疎明する書面

イ アに掲げるもののほか、警察本部長が別に定める書面

4 公安委員会は、第2項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る車両が第1項第3号キ若しくは第4号エのいずれかに該当する車両と認めるとき、又は当該申請に係る標章の交付を受けようとする者が同号オの(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者と認めるときは、有効期限を定めて標章を交付するものとする。

5 第1項第3号キ及び第4号エの標章の交付を受けた車両の運転者は、当該標章に記載されている区域若しくは道路の区間において通行し、又は駐車している間（同号オの標章の交付を受けた者のために使用する車両の運転者（当該標章の交付を受けた者が自ら運転する場合における当該者を含む。）にあつては、公安委員会が行う駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象となる区域又は道路の区間において駐車している間）は、自動二輪車を除く自動車にあつてはその前面の見やすい箇所に当該標章を掲出し、自動二輪車を除く自動車以外の車両にあつては当該標章を携帯しなければならない。

6 標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 標章の交付を受けた理由以外には使用しないこと。

(2) 標章を掲出し、又は携帯すべき間において警察官又は交通巡視員の指示があつた場合は、これに従うこと。

(3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

7 公安委員会は、標章の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該標章の返納を命ずることができる。

(1) 第5項又は前項各号の規定のいずれかに違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により当該標章の交付を受けたとき。

8 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに当該標章（第3号に該当することとなつたときは、発見し、又は回復した標章）を公安委員会に返納しなければならない。

(1) 標章の有効期限が経過したとき。

(2) 標章の交付を受けた理由がなくなつたとき。

(3) 標章の再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

(4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

第4条の2中「様式第1号の6」を「様式第1号の7」に改める。  
第6条第2項中「様式第1号の7」を「様式第1号の8」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の規定により標章の交付を受けた車両の運転者は、法第8条第2項の許可に係る道路又はその部分を通行している間は、自動二輪車を除く自動車にあつてはその前面の見やすい箇所に当該標章を掲出し、自動二輪車を除く自動車以外の車両にあつては当該標章を携帯しなければならない。

第6条の2第1項中「道路運送車両法（昭和28年法律第185号）第60条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）」を「自動車検査証」に改め、同条第6項中「第3号の場合にあつては」を「第3号に該当することとなつたときは」に改める。  
第7条を次のように改める。

（署長の駐車許可）

第7条 法第45条第1項ただし書又は第49条の2第5項に規定する許可を受けようとする者は、様式第7号の申請書2通を駐車しようとする場所を管轄する署長に提出しなければならない。

2 署長は、前項の規定による法第45条第1項ただし書の許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれにも該当するときは、許可するものとする。

(1) 駐車の日時が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車（許可に条件（第5項の条件をいう。）を付する場合にあつては、当該条件に従つた駐車。次号イにおいて同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

(2) 駐車場所が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車禁止の規制のみが実施されている場所（法第45条第2項に規定する余地がないこととなる場所及び運転者が車両を離れて直ちに当該車両の運転に従事することができない状態の駐車となる場合にあつては同条第1項各号に掲げる場所を

除く。)であること。

イ 駐車により交通に危険が生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

ロ 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 公共交通機関等駐車に係る車両以外の交通手段を利用した場合に、当該駐車に係る用務の目的を達成することが著しく困難であると認められる用務であること。

イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることが著しく困難であると認められる用務であること。

ウ 法第77条第1項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。

エ 次に掲げる場所において、路上駐車場(駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第1号の路上駐車場をいう。以下同じ。)、路外駐車場(同法第2条第2号の路外駐車場をいう。以下同じ。))及び駐車が禁止されていない道路の部分がいずれも存在せず、又はこれらの利用が著しく困難であると認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務地の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務地の直近

イ アの車両の以外の車両にあつては、用務地からおおむね100メートル以内

3 署長は、第1項の規定による法第49条の2第5項の許可の申請があつた場合において、当該申請が次のいずれにも該当するときは、許可するものとする。

(1) 駐車の日時が、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

(2) 駐車場所及び方法が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車場所が、当該駐車に係る時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。

イ 駐車の方法が、当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。

(3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 公共交通機関等駐車に係る車両以外の交通手段を利用した場合に、当該駐車に係る用務の目的を達成することが著しく困難であると認められる用務であること。

イ 当該駐車に係る時間制限駐車区間において、道路標識等により表示された時間以内での駐車その他駐車違反とならない方法によることが著しく困難であると認められる用務であること。

ウ 法第77条第1項各号に掲げる行為を伴う用務でないこと。

(4) 次に掲げる場所において、路上駐車場、路外駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分がいずれも存在せず、又はこれらの利用が著しく困難であると認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務地の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務地の直近

イ アの車両の以外の車両にあつては、用務地からおおむね100メートル以内

4 第1項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 駐車に係る車両の自動車検査証の写し又は自動車損害賠償責任保険証明書の写し

(2) 駐車場所及びその付近の見取図

(3) 前2号に掲げるもののほか、警察本部長が必要と認める書面

5 第2項又は第3項の規定により許可をする場合において、必要があると認めるときは、署長は、当該許可に係る道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付することができる。

6 第2項又は第3項の規定による許可は、様式第7号の許可証を交付して行う。

7 前項の規定により許可証の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間は、自動二輪車を除く自動車にあつてはその前面の見やすい箇所に当該許可証を掲出し、自動二輪車を除く自動車以外の車両にあつては当該許可証を携帯しなければならない。

第8条の2中「別表左欄」を「別表第3の左欄」に、「同表右欄」を「同表の右欄」に改める。

第40条中「福島県警察本部長」を「警察本部長」に改める。

別表を別表第3とし、附則の次に次の2表を加える。

別表第1 (第2条の3関係)

| 障害の区分                    |      | 障害の級別                          |
|--------------------------|------|--------------------------------|
| 視覚障害                     |      | 1級から3級までの各級及び4級の1              |
| 聴覚障害                     |      | 2級及び3級                         |
| 平衡機能障害                   |      | 3級                             |
| 上肢不自由                    |      | 1級、2級の1及び2級の2                  |
| 下肢不自由                    |      | 1級、2級及び3級の1                    |
| 体幹不自由                    |      | 1級から3級までの各級                    |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 上肢機能 | 1級及び2級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。) |
|                          | 移動機能 | 1級及び2級                         |
| 心臓機能障害                   |      | 1級及び3級                         |
| じん臓機能障害                  |      | 1級及び3級                         |

|                     |             |
|---------------------|-------------|
| 呼吸器機能障害             | 1級及び3級      |
| ぼうこう又は直腸の機能障害       | 1級及び3級      |
| 小腸機能障害              | 1級及び3級      |
| ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | 1級から3級までの各級 |

備考 この表において「障害の級別」とは、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別をいう。  
別表第2（第2条の3関係）

| 障害の区分         | 重度障害の程度          |
|---------------|------------------|
| 視覚障害          | 特別項症から第四項症までの各項症 |
| 聴覚障害          | 特別項症から第四項症までの各項症 |
| 平衡機能障害        | 特別項症から第四項症までの各項症 |
| 上肢不自由         | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| 下肢不自由         | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| 体幹不自由         | 特別項症から第四項症までの各項症 |
| 心臓機能障害        | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| じん臓機能障害       | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| 呼吸器機能障害       | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| ぼうこう又は直腸の機能障害 | 特別項症から第三項症までの各項症 |
| 小腸機能障害        | 特別項症から第三項症までの各項症 |

備考 この表において「重度障害の程度」とは、恩給法（大正12年法律第48号）別表

第1号表ノ2に定める重度障害の程度をいう。  
様式第1号から様式第1号の3までを次のように改める。  
様式第1号（第2条の3関係）

（表）

|            |                  |
|------------|------------------|
| 記号及び番号     | 警第 号             |
| 通行禁止除外指定車  |                  |
| （使用中）      |                  |
| 自動車登録番号    | 主たる<br>運転者<br>氏名 |
| 又は車両番号     |                  |
| 区域又は道路の区間  |                  |
| 有効期限       | 年 月 日            |
| 発行日        | 年 月 日            |
| 福島県公安委員会 印 |                  |

（裏）

注 意 事 項

- この標章を使用する場合は、車両の前面の見やすい箇所に掲出してください（自動二輪車又は原動機付自転車にあつては、携帯してください）。
- この標章は、交付を受けた理由以外には使用できません。

3 現場において警察官又は交通巡視員の指示があつた場合は、これに従つてく  
ださい。

4 この標章を他人に譲渡し、又は貸与しないでください。

5 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。

備考

- 1 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。
- 2 用紙の地の色彩は白色とし、外枠及び「通行禁止除外指定車」の文字の色彩は黄色とし、その他の文字の色彩は黒色とする。
- 3 ( ) 内は、「通常郵便物集配」、「緊急往診」等標章を使用する理由を記載する。

様式第1号の2 (第2条の3関係)

(表)

| 記号及び番号    | 警第     | 号  |
|-----------|--------|----|
| 自動車登録番号   | 主たる    |    |
| 又は車両番号    | 運転者    | 氏名 |
| 区域又は道路の区間 |        |    |
| 運転者の連絡先   | 別紙のとおり |    |
| 有効期限      | 年      | 月  |
| 発         | 行      | 日  |
|           | 年      | 月  |
|           | 日      |    |

福島県公安委員会 印

(裏)

注 意 事 項

- 1 この標章を使用する場合は、別に連絡先を記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください (自動二輪車又は原動機付自転車にあつては、携帯してください。)
- 2 この標章は、交付を受けた理由以外には使用できません。
- 3 現場において警察官又は交通巡視員の指示があつた場合は、これに従つてく  
ださい。
- 4 この標章を他人に譲渡し、又は貸与しないでください。
- 5 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。

備考

- 1 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。
- 2 用紙の地の色彩は白色とし、外枠及び「駐車禁止除外指定車」の文字の色彩は白色とし、その他の文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地の色彩又は地紋入りの用紙を用いることができる。
- 3 ( ) 内には、「通常郵便物集配」、「緊急往診」、「患者輸送」等標章を使用する理由を記載する。

様式第1号の3 (第2条の3関係)

その1 (歩行困難者等用)

(表)

|                               |               |              |
|-------------------------------|---------------|--------------|
| <p>駐車禁止及び時間制限駐車区間規制除外指定車</p>  | <p>記号及び番号</p> | <p>警第 号</p>  |
| <p>歩行困難者等使用中</p>              |               |              |
| <p>この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両</p> |               |              |
| <p>運転者の連絡先</p>                | <p>別紙のとおり</p> |              |
| <p>有効期限</p>                   | <p>年 月 日</p>  | <p>年 月 日</p> |
| <p>発行日</p>                    | <p>年 月 日</p>  | <p>年 月 日</p> |
| <p>福島県公安委員会 印</p>             |               |              |

(裏)

注 意 事 項

- この標章は、公安委員会による駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制が行われている道路の部分以外の法律の規定による次に掲げる駐車禁止の規制が行われている道路では使用できません。
  - 駐停車禁止場所における駐車（道路交通法第44条及び第75条の8）
  - 法定駐車禁止場所における駐車（道路交通法第45条第1項及び第2項）
  - 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条第2項及び第3項）
  - 保管場所としての道路の使用（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
  - 長時間にわたる駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）
- この標章を使用する場合は、別に連絡先を記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。
- この標章は、被交付者が交付を受けた理由により現に車両を使用中の場合以外は使用できません。
- 現場において警察官又は交通巡視員の指示があった場合は、その指示に従ってください。

い。

- この標章を他人に譲渡し、又は貸与しないでください。
  - この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。
  - 次のいずれかに該当することとなったときは、この標章（(3)に該当することとなったときは、発見し、又は回復した標章）を速やかに返納してください。
    - 有効期限が経過したとき。
    - 交付を受けた理由がなくなつたとき。
    - 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
- 被交付者 住所 氏名

備考

- 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。
  - 用紙の地の色彩は白色とし、「駐車禁止及び時間制限駐車区間規制除外指定車」及び「歩行困難者等使用中」の文字の色彩は赤色とし、その他の文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地の色彩又は地紋入りの用紙を用いることができる。
- その2（紫外線要保護者用）

(表)

|   |               |              |
|---|---------------|--------------|
| <p>駐車禁止及び時間制限駐車区間規制除外指定車</p>                                  | <p>記号及び番号</p> | <p>警第 号</p>  |
| <p>紫外線要保護者使用中</p>   |               |              |
| <p>この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両（昼間（日出から日没までの時間をいう。）に使用中のものに限る。）</p> |               |              |
| <p>運転者の連絡先</p>  | <p>別紙のとおり</p> |              |
| <p>有効期限</p>   | <p>年 月 日</p>  | <p>年 月 日</p> |
| <p>発行日</p>  | <p>年 月 日</p>  | <p>年 月 日</p> |

福島県公安委員会 印

(裏)

- 注 意 事 項
- 1 この標章は、公安委員会による駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制が行われている道路の部分以外の法律の規定による次に掲げる駐車禁止の規制が行われている道路では使用できません。
    - (1) 駐車禁止場所における駐車 (道路交通法第44条及び第75条の8)
    - (2) 法定駐車禁止場所における駐車 (道路交通法第45条第1項及び第2項)
    - (3) 駐車の方法に従わない、駐車 (道路交通法第47条第2項及び第3項)
    - (4) 保管場所としての道路の使用 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)
    - (5) 長時間にわたる駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)
  - 2 この標章を使用する場合は、別に連絡先を記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲出してください。
  - 3 この標章は、被交付者が交付を受けた理由により現に車両を使用中の場合以外は使用できません。
  - 4 現場において警察官又は交通巡視員の指示があつた場合は、その指示に従ってください。
  - 5 この標章を他人に譲渡し、又は貸与しないでください。
  - 6 この標章を不正に使用した場合には、返納を命ぜられることがあります。
  - 7 次のいずれかに該当することとなつたときは、この標章 (3)に該当することとなつたときは、発見し、又は回復した標章を速やかに返納してください。
    - (1) 有効期限が経過したとき。
    - (2) 交付を受けた理由がなくなつたとき。
    - (3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
- 被交付者  
住所  
氏名

備考

- 1 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。
  - 2 用紙の地の色彩は白色とし、「駐車禁止及び時間制限駐車区間規制除外指定車」及び「紫外線要保護者使用中」の文字の色彩は赤色とし、その他の文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地の色彩又は地紋入りの用紙を用いることができる。
- 様式第1号の7を次のように改める。
- 様式第1号の7 (第6条関係)

(表)

記号及び番号 警第 号

歩行者用道路通行許可車  
通 行 禁 止 道 路 通 行 許 可 車

自動車登録番号  
又は車両番号  
主たる  
運転者  
氏名

通行禁止道路区間

有 効 期 限 年 月 日

発 行 日 年 月 日

警察署長 印

(裏)

注 意 事 項

- 1 この標章を使用する場合は、車両の前面の見やすい箇所に掲出してください (自動二輪車又は原動機付自動車にあつては、携帯してください。)
- 2 この標章は、交付を受けた理由以外には使用できません。
- 3 現場において警察官又は交通巡視員の指示があつた場合は、これに従ってください。

|  |
|--|
|  |
|--|

備考  
 1 用紙の大きさは、縦13センチメートル、横18センチメートルとする。  
 2 用紙の地の色彩は白色とし、外枠及び「歩行者用道路通行許可車」の文字の色彩は青色とし、その他の文字の色彩は黒色とする。  
 様式第1号は7を様式第1号の8とし、様式第1号の6を様式第1号の7とし、様式第1号の5の次に次のように加える。  
**様式第1号の6** (第2条の3関係)

|   |                    |
|---|--------------------|
| 駐 車 禁 止<br>時間制限駐車区間規制<br>申請者 住所<br>氏名<br>続柄 ( ) | 年 月 日              |
| 福島県公安委員会  |                    |
| 標章の交付を受けようとする者の氏名                               |                    |
| 除外指定を必要とする期間                                    | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
| 除外指定を必要とする主な区域又は道路の区間                           |                    |
| 除外指定を理由とす                                       |                    |

|   |   |  |
|---|---|--|
| 備 | 考 |  |
|---|---|--|

備考  
 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができます。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

**附 則**  
 (施行期日)  
 1 この規則は、平成19年8月1日から施行する。ただし、第6条の2第6項の改正規定は、公布の日から施行する。  
 (経過措置)  
 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県道路交通規則(以下「旧規則」という。)第2条の3第2項の規定により同条第1項第2号ウの標章の交付を受けている者(改正後の福島県道路交通規則(以下「新規則」という。)第2条の3第1項第4号オの(ア)、(イ)、(ロ)及び(カ)のいずれかに該当する者を除く。)から、新規則第2条の3第2項の規定により同条第1項第4号オの標章の交付に係る申請があったときは、平成22年7月31日までの間は、当該交付を受けている者を新規則第2条の3第1項第4号オの(ア)、(イ)、(ロ)又は(カ)のいずれかに該当する者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、当該標章の有効期限は、平成22年7月31日までとする。  
 3 この規則の施行の際現に交付されている旧規則様式第1号、様式第1号の2、様式第1号の3及び様式第1号の7による標章は、新規則様式第1号、様式第1号の2、様式第1号の3及び様式第1号の8による標章とみなす。  
 4 この規則の施行の際現に交付されている旧規則第7条第3項の規定による許可証は、新規則第7条第6項の規定により交付された許可証とみなす。  
 5 この規則の施行の日前に旧規則第2条の3第3項及び第7条第1項の規定によりなされている申請に対する処分については、なお従前の例による。  
 6 この規則の施行の際現に作成されている旧規則様式第1号の6による用紙は、所要の調整をして使用することができる。  
 (福島県公安委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)  
 7 福島県公安委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成18年福島県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。  
 第1条中「第2条の3第3項」を「第2条の3第2項」に、「同条第1項第1号カに掲げる車両(同号カ(ウ)から(ク)までに規定する車両に限る。)及び同項第2号ウ」を「同条第1項第4号オ」に改める。  
 (交通規制課)

## 福島県選挙管理委員会

## 福島県選挙管理委員会告示第五十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六条、第百十四条、第百七条若しくは第百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成十九年七月二日次のとおり指定した。

平成十九年七月十日

福島県選挙管理委員会

委員長 新 妻 威 男

| 施設の名 称            | 施設の所在地               |
|-------------------|----------------------|
| 軽費老人ホームケアハウスせせらぎ荘 | 東白川郡矢祭町大字東館字蔵屋敷二二三番地 |